

(新)

(旧)

令和2年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金交付要綱	平成31年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金交付要綱
<p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 一般事業</p> <p>環境基本計画が目指す低炭素・循環型・自然共生の3つの社会づくりの方向性に沿った県内で行う取組であり、かつ、環境基本計画の対象となる次に掲げる5分野のいずれかに資すると認められるハード事業及びソフト事業</p> <p>ア 地球温暖化への対策</p> <p>イ 循環型社会への取組（3Rの推進等）</p> <p>ウ 自然環境を守る取組</p> <p>エ 環境ビジネスの振興</p> <p>オ 環境を守り育てる人材の育成</p> <p>(2) ステップアップ事業</p> <p>前号に掲げる一般事業の実施を目指すために必要となるソフト事業</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象から除くものとする。</p> <p>(1) 一般事業</p> <p>ア 国又は県の他の補助事業として採択された事業</p> <p>イ コンクリートによる三面張の生活排水路及び埋設排水管水路の整備</p> <p>ウ これまでの一般事業の採択事業と同じ、又は同様の事業内容が継続されている事業。ただし、関係者との合意形成及び推進体制が確立され、複数年で目標達成が見込まれる事業については、この限りでない。</p> <p>(2) ステップアップ事業</p> <p>ア 国又は県の他の補助事業として採択された事業</p> <p>イ 補助金により実施しようとする事業の内容が翌年度の一般事業への応募につながらないことが明らかである事業</p> <p>ウ これまでにステップアップ事業で2回採択されている補助事業者から申請された事業</p> <p>(補助対象経費、補助率及び補助限度額)</p> <p>第5条 補助事業の補助対象経費、補助率等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 補助限度額</p> <p>ア 一般事業</p> <p>1 団体当たりの補助限度額は、10万円を下限とし、50万円を上限とする。</p> <p>イ ステップアップ事業</p> <p>1 団体当たりの補助限度額は、20万円を上限とする。</p>	<p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、環境基本計画が目指す低炭素・循環型・自然共生の3つの社会づくりの方向性に沿った県内で行う取組であり、かつ、環境基本計画の対象となる次に掲げる5分野のいずれかに資すると認められるハード事業及びソフト事業とする。</p> <p>(1) 地球温暖化への対策</p> <p>(2) 循環型社会への取組（3Rの推進等）</p> <p>(3) 自然環境を守る取組</p> <p>(4) 環境ビジネスの振興</p> <p>(5) 環境を守り育てる人材の育成</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象から除くものとする。</p> <p>(1) 国又は県の他の補助事業として採択された事業</p> <p>(2) コンクリートによる三面張の生活排水路及び埋設排水管水路の整備</p> <p>(3) これまでの採択事業と同じ、又は同様の事業内容が継続されている事業。ただし、関係者との合意形成及び推進体制が確立され、複数年で目標達成が見込まれる事業については、この限りでない。</p> <p>(補助対象経費、補助率及び補助限度額)</p> <p>第5条 補助事業の補助対象経費、補助率等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 補助限度額</p> <p>1 団体当たりの補助限度額は、10万円を下限とし、50万円を上限とする。</p>

(新)

(旧)

<p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 この要綱は、<u>令和2</u>年4月1日から施行する。</li><li>2 この要綱は、<u>令和3</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第10条、第11条第3項、第14条から第16条まで及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</li></ol>	<p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 この要綱は、<u>平成31</u>年4月1日から施行する。</li><li>2 この要綱は、<u>平成32</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第10条、第11条第3項、第14条から第16条まで及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</li></ol>
--	--

(新)

(旧)

<p>別表第3 (第8条関係)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 審査の採点 審査員は、1人につき25点保有し、次の審査項目ごとに1点から5点までの採点を行う。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;">審査項目</th> <th style="width:85%;">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>                     事業目的の妥当性                      a 事業の目的及び目標が明確であるか。                      b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。                      c 「生物多様性こうち戦略」(平成31年3月改訂)の取組に沿った事業であるか。                 </td> <td style="text-align: center;">5点</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>                     選択した手法の合理性                      a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。                      b 課題の解決につながる手法(事業内容、日程、人員、費用等)の検討がなされているか。                      c 無駄なく能率的な手法がとられているか。                      d 公益性のある活動であるか。                 </td> <td style="text-align: center;">5点</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>                     事業の効果度                      a 事業実施によりどのような結果が得られるか。                      b 得られた結果が課題解決に結びつくか。                      c 費用に見合った事業効果が期待できるか。                 </td> <td style="text-align: center;">5点</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>                     地域住民の参加や協働                      a 地域住民及びさまざまな主体の参加があるか。                      b 事業の実施により県民の環境活動への参加及び環境ネットワークの広がりが期待できるか。                 </td> <td style="text-align: center;">5点</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>                     関係者の合意形成及び推進体制                      a 関係者との間で十分な協議がなされているか。                      b 必要に応じて市町村等との外部調整ができていないか。                      c 事業実施に必要な会計管理及び一般的な事務処理の体制ができていないか。                 </td> <td style="text-align: center;">5点</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">合計点(審査員1人当たり)</td> <td style="text-align: center;">25点</td> </tr> </tbody> </table>	審査項目	配点	ア	事業目的の妥当性 a 事業の目的及び目標が明確であるか。 b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。 c 「生物多様性こうち戦略」(平成31年3月改訂)の取組に沿った事業であるか。	5点	イ	選択した手法の合理性 a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。 b 課題の解決につながる手法(事業内容、日程、人員、費用等)の検討がなされているか。 c 無駄なく能率的な手法がとられているか。 d 公益性のある活動であるか。	5点	ウ	事業の効果度 a 事業実施によりどのような結果が得られるか。 b 得られた結果が課題解決に結びつくか。 c 費用に見合った事業効果が期待できるか。	5点	エ	地域住民の参加や協働 a 地域住民及びさまざまな主体の参加があるか。 b 事業の実施により県民の環境活動への参加及び環境ネットワークの広がりが期待できるか。	5点	オ	関係者の合意形成及び推進体制 a 関係者との間で十分な協議がなされているか。 b 必要に応じて市町村等との外部調整ができていないか。 c 事業実施に必要な会計管理及び一般的な事務処理の体制ができていないか。	5点	合計点(審査員1人当たり)		25点	<p>別表第3 (第8条関係)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 審査の採点 審査員は、1人につき25点保有し、次の審査項目ごとに1点から5点までの採点を行う。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;">審査項目</th> <th style="width:85%;">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>                     事業目的の妥当性                      a 事業の目的及び目標が明確であるか。                      b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。                      c 「生物多様性こうち戦略」(平成31年3月改訂)の取組に沿った事業であるか。                 </td> <td style="text-align: center;">5点</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>                     選択した手法の合理性                      a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。                      b 課題の解決につながる手法(事業内容、日程、人員、費用等)の検討がなされているか。                      c 無駄なく能率的な手法がとられているか。                      d 公益性のある活動であるか。                 </td> <td style="text-align: center;">5点</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>                     事業の効果度                      a 事業実施によりどのような結果が得られるか。                      b 得られた結果が課題解決に結びつくか。                      c 費用に見合った事業効果が期待できるか。                 </td> <td style="text-align: center;">5点</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>                     地域住民の参加や協働                      a 地域住民及び様々な主体の参加があるか。                      b 事業の実施により県民の環境活動への参加及び環境ネットワークの広がりが期待できるか。                 </td> <td style="text-align: center;">5点</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>                     関係者の合意形成及び推進体制                      a 関係者との間で十分な協議がなされているか。                      b 必要に応じて市町村等との外部調整ができていないか。                      c 事業実施に必要な会計管理及び一般的な事務処理の体制ができていないか。                 </td> <td style="text-align: center;">5点</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">合計点(審査員1人当たり)</td> <td style="text-align: center;">25点</td> </tr> </tbody> </table>	審査項目	配点	ア	事業目的の妥当性 a 事業の目的及び目標が明確であるか。 b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。 c 「生物多様性こうち戦略」(平成31年3月改訂)の取組に沿った事業であるか。	5点	イ	選択した手法の合理性 a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。 b 課題の解決につながる手法(事業内容、日程、人員、費用等)の検討がなされているか。 c 無駄なく能率的な手法がとられているか。 d 公益性のある活動であるか。	5点	ウ	事業の効果度 a 事業実施によりどのような結果が得られるか。 b 得られた結果が課題解決に結びつくか。 c 費用に見合った事業効果が期待できるか。	5点	エ	地域住民の参加や協働 a 地域住民及び様々な主体の参加があるか。 b 事業の実施により県民の環境活動への参加及び環境ネットワークの広がりが期待できるか。	5点	オ	関係者の合意形成及び推進体制 a 関係者との間で十分な協議がなされているか。 b 必要に応じて市町村等との外部調整ができていないか。 c 事業実施に必要な会計管理及び一般的な事務処理の体制ができていないか。	5点	合計点(審査員1人当たり)		25点
審査項目	配点																																								
ア	事業目的の妥当性 a 事業の目的及び目標が明確であるか。 b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。 c 「生物多様性こうち戦略」(平成31年3月改訂)の取組に沿った事業であるか。	5点																																							
イ	選択した手法の合理性 a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。 b 課題の解決につながる手法(事業内容、日程、人員、費用等)の検討がなされているか。 c 無駄なく能率的な手法がとられているか。 d 公益性のある活動であるか。	5点																																							
ウ	事業の効果度 a 事業実施によりどのような結果が得られるか。 b 得られた結果が課題解決に結びつくか。 c 費用に見合った事業効果が期待できるか。	5点																																							
エ	地域住民の参加や協働 a 地域住民及びさまざまな主体の参加があるか。 b 事業の実施により県民の環境活動への参加及び環境ネットワークの広がりが期待できるか。	5点																																							
オ	関係者の合意形成及び推進体制 a 関係者との間で十分な協議がなされているか。 b 必要に応じて市町村等との外部調整ができていないか。 c 事業実施に必要な会計管理及び一般的な事務処理の体制ができていないか。	5点																																							
合計点(審査員1人当たり)		25点																																							
審査項目	配点																																								
ア	事業目的の妥当性 a 事業の目的及び目標が明確であるか。 b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。 c 「生物多様性こうち戦略」(平成31年3月改訂)の取組に沿った事業であるか。	5点																																							
イ	選択した手法の合理性 a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。 b 課題の解決につながる手法(事業内容、日程、人員、費用等)の検討がなされているか。 c 無駄なく能率的な手法がとられているか。 d 公益性のある活動であるか。	5点																																							
ウ	事業の効果度 a 事業実施によりどのような結果が得られるか。 b 得られた結果が課題解決に結びつくか。 c 費用に見合った事業効果が期待できるか。	5点																																							
エ	地域住民の参加や協働 a 地域住民及び様々な主体の参加があるか。 b 事業の実施により県民の環境活動への参加及び環境ネットワークの広がりが期待できるか。	5点																																							
オ	関係者の合意形成及び推進体制 a 関係者との間で十分な協議がなされているか。 b 必要に応じて市町村等との外部調整ができていないか。 c 事業実施に必要な会計管理及び一般的な事務処理の体制ができていないか。	5点																																							
合計点(審査員1人当たり)		25点																																							